

デジタル化時代における国際著作権制度の形成過程(2・完) －WIPO著作権条約の制定と欧米企業のロビー活動

西村 もも子

3. WIPO 著作権条約交渉における論点

WIPOの著作権条約の交渉の分析に入る前に、本節で、この交渉においてどのような点が論点となったのかを説明しておく。

WCTは25カ条の規定、WPPTは33カ条の規定から構成されているが、既存の国際条約にはない新たな国際基準として盛り込まれた規定内容は、以下の五つにまとめることができる。

① 実演家の人格権に関する規定

著作権および著作隣接権は、著作者の財産的利益を保護する権利（財産権）と人格権に分けられる。人格権は、著作物の著作者であることを主張する権利や、著作物の変更や切除等によって著作者の名誉や声望を害する行為に異議を申し立てる権利であり、これらの権利については既にベルヌ条約に規定されている（ベルヌ条約第6条の2）。しかし、レコードや聴覚的実演における実演家の人格権を保護する国際条約はまだ存在せず、国境を越えた著作物の流通の拡大にしたがって、実演家の人格的利益を国際的に保護する必要性が高まっていた。

この点について、実演家は、聴覚的実演およびレコードに固定された実演に関して、実演家であることを主張する権利を有し、また、これらの実演の改変など、当実演家の声望を害するおそれのある行為に対して異議を申し立てる権利を有することがWPPTに明記された（WPPT第5条1項）。

ただし、この人格権が認められるのは聴覚的実演(音声)に限られ、視聴覚的実演は保護から外されている。

② 自動公衆送信に関する規定

テレビやラジオ放送のように同内容の著作物を一斉に不特定多数に向けて発信する場合と異なり、コンピュータ上では、コンピュータのサーバーに入力されている情報が公衆からのアクセスがあった場合にのみ自動的に送信される(自動公衆送信)。他人の著作物をアップロードしてアクセスに応じて送信するという行為は、サーバー等に当著作物を複製(蓄積)する行為、ネットワークに接続して利用可能にする行為、送信する行為という三つの段階に分けて考えることができる。このうち、第一段階の複製行為について著作権が及ぶことはベルヌ条約でも既に明らかであったが、第二段階および第三段階の行為について、どこまで著作権者の許諾が必要かという点は新しい論点であり、WIPO交渉においても問題となった。

この点について、WCTは、第三段階の有線または無線により著作物を公衆に伝達することのみならず、第二段階の著作物を公衆が利用可能な状態にすることについても、著作権者の許諾が必要であることを明記している(WCT第8条)。ただし、実演家やレコード製作者については、レコードに固定された実演やレコードを、公衆が有線または無線により利用可能な状態に置くことを許諾する排他的権利を認めているが、公衆に伝達する(送信する)行為については報酬請求権を認めるにとどまっている(WPPT第10、14、15条)。

③ 一般的頒布権に関する規定

近年の情報化の進展に伴い、多種かつ大量の著作物がデジタル化されネットワーク上で利用されるなど、著作物の流通形態が多様化している。これを受けて、著作物の流通をコントロールする権利をどこまで認めるかという点が、WIPO著作権条約交渉においても論点となった。

そもそもこの論点は、デジタル著作物固有のものではなく、WIPOでも長く議論されてきた。有体物の場合、その流通は物理的な占有の移転を意

味するのに対して、情報の場合、誰もがいつでも利用することができる。この情報の流通過程におけるすべての利用行為をコントロールする権利を著作権者に認めることは、自由競争の原理に反し、プライバシーや表現の自由と抵触するおそれもある。したがって、著作権によって情報の流通に対する権利をどのように保護するかは、各国の政策的な判断に委ねられてきた。例えば、欧米の主要国は頒布権という権利を認めている。これは、著作物の複製物の所有者が、販売その他の方法によって当該複製物の所有権を無断で移転することを禁じることができる権利である。ただし、取引の安全の確保のため、「ファースト・セール・ドクトリン」や「権利の消尽」といった法原則によって、いったん複製物の所有権の移転が適法になされた場合には、著作権者はその権利を失うとされている。この点について、ベルヌ条約では、多大な製作費が必要となる映画についてのみ頒布権が規定されるにとどまり、1967年のベルヌ条約の改正会議において、一般頒布権を加える提案がなされたものの、各国の合意が得られないままに終わっていた。

この点について、著作権者は著作物の原作品や複製物について、実演家はレコードに固定されたその実演の原作品および複製物について、販売その他の所有の移転により公衆の用に許諾する排他的権利(頒布権)を有することが明記された(WCT第6条1項、WPPT第8条1項)。ただし、各締約国はこの権利の消尽に関する条件を定めることができると規定されている(WCT第6条2項、WPPT第8条2項)。

④ 権利管理情報に関する規定

デジタル著作物には、いわゆる「電子透かし」という技術を用いて、権利者を特定する文字や数字などの情報が人間の目には見えない形で埋め込まれていることがある。このような権利管理情報は、違法な複製物の発見に役立つ、著作権者の権利処理にも役立つ。しかしながら、デジタル技術の発展によって、これらの情報を改ざんすることも容易になっている。このため、WIPO著作権条約の交渉においても、この権利管理情報を国際的に保護する制度の必要性を主張する声が高まっていた。

WCTは、権利管理情報の範囲を明確に規定するとともに⁴⁵、権利の侵害を誘発し、可能にし、助長し、または隠蔽する結果をもたらすことを知りながら、これらの権利管理情報を正当な権限なく除去または改変すること、あるいは、そのような除去または改変があることを知りながら著作物または複製物の頒布、伝達等を行う者に対して、適切かつ効果的な法的救済を定めなければならないと規定している（WCT第12条1項）。

⑤ 技術的保護手段の回避に関する規定

デジタル技術の進展によって、高品質かつ劣化しない複製品を作成することが容易になった一方で、コピープロテクトのように、無断の複製行為を暗号化などによってコントロールする技術（技術的保護手段）も発達した。しかしながら、そのような技術的保護手段の効果をなきものにする技術までもが普及し始め、このような技術的保護手段を回避する装置をどのように規制すべきかという点が、WIPO著作権条約交渉における大きな論点となった。

WCTはこの点について、技術的保護手段を回避する装置について規定するのではなく、「回避する行為」に対して、加盟国は適切な法的保護を行うことを義務づけている（WCT第11条）。

また、WIPO著作権条約の交渉過程では論点となったものの、規定自体が設けられなかった、あるいは、規定は設けられたものの既存の国際条約を超える内容は加わらなかった論点として、以下の三つが挙げられる。

⁴⁵ WCT第12条2項に、「権利管理情報とは、著作物、著作物の著作者、著作物に係るすべての権利者、又は著作物の利用の期間及び条件に関する情報を特定する情報、並びにそのような情報を表示するあらゆる数値又はコードであって、何らかの情報項目について、著作物の複製物に付され、又は公衆への著作物の伝達に伴って示されるものをいう」と規定されている。

⑥ 一次的蓄積について

コンピュータ上でプログラムを実行する際、データが一時的にコンピュータの内部記憶装置に蓄積されたり、インターネットの閲覧の際に受信した情報が利用者のコンピュータ内に一時的に保存されることがある。また、情報検索サイトは、検索エンジンを用いてウェブサイトなどから予め情報を収集し、分析・整理するが、その際、情報検索サイトのサーバーには各ウェブサイト等に掲載されたデータが蓄積される。このような「一時的蓄積」が複製権、すなわち著作物のコピーを無断に作成されない権利に含まれるのかという問題が、技術的保護手段の回避に関する問題と並んで、WIPO著作権交渉における最大の論点となった。しかし、この論点に関する規定は盛り込まれなかった。

⑦ プロバイダの管理責任について

著作物の利用者による著作権侵害行為に対して、オンラインサービスを提供するプロバイダ企業の管理責任の範囲をどのように規定するかという点についても論点となったが、WIPO著作権条約には盛り込まれなかった。

⑧ 著作権の制限と例外について

各国の著作権法では、私的目的の複製、研究・教育目的による著作物の利用、視聴覚障害者のための複製など、著作権を制限して著作物を自由に利用することができる場合を定めている。しかし同時に、著作権者の利益を不当に害することがないように、また著作物の通常の利用が妨げられないよう、それぞれの条件が厳しく定められている。

この点について、ベルヌ条約の第9条2項に規定が設けられているが、WIPO著作権条約でさらに新たな規定を加えるべきかという点が議論となった。しかしながら、ベルヌ条約の規定をほぼそのまま踏襲する内容にとどまった（WCT第10条）。

4. 国際基準の形成と欧米の企業の動き

3. で示した論点には、①、②、⑧のようにデジタル著作物に固有の論点ではないものも含まれているが、専門家会合における議論は、いずれの論点についても、情報のデジタル化・ネットワーク化に対してどのように対処すべきかという観点から進められた⁴⁶。WIPO著作権条約の最終的な規律内容は、1996年12月のWIPO外交会議において決定されたが、それまでに、WIPOでは、1995年9月、1996年2月、5月に、計三回の専門家会合が開催された。専門家会合では、1995年11月に米国政府代表の Bruce A. Lehman氏がWIPO事務局に送った書簡に付された基準案と1996年5月にECが提示した基準案に基づいて、専門家会合の議長を務めた Jukka Liedes氏が草案を作成し、その後の議論は、この草案に基づいて進められた⁴⁷。米国政府の基準案はホワイトペーパーの内容をほぼそのままの形で示したものであり、ECの基準案は、グリーンペーパーと米国の基準案に基づいて作成したものであった。両政府の基準案における意見の対立は一部の論点に限られていたため、議論は米国政府とECの主導の下で円滑に進むと見られた。しかし、次第に、EU域外の欧州諸国やアジア諸国、途上国諸国が盛んに反対意見を示すようになり、議論は紛糾することとなった。

このように、WIPOにおいて米国とEC以外の政府がデジタル著作権に関する意見を積極的に示す契機となったのが、企業やNGOによる反対運動の拡大である。専門家会合における政府の動きについては、他の文献に詳細な説明が示されているので、以下では、それぞれの論点に関する国際基準の形成過程を、欧米の企業の動きに焦点を当てて分析する⁴⁸。まず、企業の動きを概観した上で、次に国際基準の形成過程を論点ごとに説明し、最後に、企業間の協力の影響を分析する。

⁴⁶ WIPO Document BCP/CE/VII/4-INR/CE/VI/4 (August 5, 1996).

⁴⁷ Samuelson, *op.cit.*, p.370; WIPO Document BCP/CE/VII/1-INR/CE/VI/1 (May 20, 1996); WIPO Document BCP/CE/VII/2-INR/CE/VI/2 (May 20, 1996).

⁴⁸ WIPO著作権条約の政府間交渉について、Ficsor, *op.cit.*; Reinbothe and Lewinski, *op.cit.*

(1) 企業の動き

米国政府が、米国内で廃案となったNII法案の原案であるホワイトペーパーを、そのまま国際基準案としてWIPOに提出したことは、米国の音楽企業や映画企業の強い支持を受けたものの、米国のプロバイダ企業や電話通信企業、さらにはコンピュータ企業やソフトウェア企業の反対運動に油を注ぐこととなった。これらの企業は、米国政府のWIPO政策に対する反対を強めるため、業種内であるいは業種をまたいだ団体を設立し、さらには、非営利に活動するNGOと協力するなど積極的な活動を展開した⁴⁹。例えば、America On Line、AT&T、MCIといった米国の大手通信企業やプロバイダ企業は、Ad Hoc Copyright Coalition (AHCC) を設立し、業界で一丸となって米国政府の基準案に反対する姿勢を強めた。また、コンピュータ企業と電話通信企業で構成される Computer & Communications Industry Association (CCIA) や American Committee For Interoperable Systems (ACIS) といった企業団体は、権利団体や図書館団体といったNGOの参加も得て、Digital Future Coalition (DFC) という団体を設立し、米国政府に反対する姿勢を強めた。

これらの企業やNGOは、WIPOでデジタル著作物に関する新たな国際基準を設定すること自体には賛成していた。反対したのは、米国政府が示す国際基準の案の内容についてである。米国政府の基準案はデジタル著作物がもたらす経済利益の拡大のみを重視していると批判し、著作物の利用者の権利や自由、ネットワーク社会の設立の必要性などといった他の側面をも考慮したバランスのとれた国際基準を設立するよう訴えたのである。

一方、Walt Disney CompanyやTime Warnerといった米国の大手エンターテインメント企業や、米国の出版企業を代表する Association of American Publishers (AAP)、デジタル著作物を提供する企業を代表する Information Industry Association (IIA、現在はSIIA) は、DFCを中心とする反対勢力に対抗して Creative Incentive Coalition (CIC) を設立し、米国政府の基準案を擁護する姿勢を強めた。

⁴⁹ Ann E. Prentice, "Copyright, WIPO and User Interests: Achieving Balance among the Shareholders," *The Journal of Academic Librarianship*, Vol.23-4, 1997, pp.309-310.

米国だけでなく、欧州諸国の企業やNGOも、ECがWIPO交渉において著作権の保護強化を推進しようとしていることに警戒する動きを広げていた。例えば、欧州の大手電話通信企業を代表するEuropean Public Telecommunications Network Operators' Association (ETNO)は、著作権の国際的な保護が過度に強化されることによって、本来は合法であるはずの利用行為が違法となってしまうことを憂慮するという声明をECに提示していた⁵⁰。これに対して、欧州の映画企業を代表するEuropean Federation of Audiovisual Film Makers (FERA)や、欧州を拠点とする作曲家等の権利保護を目的とするInternational Association of Audiovisual Writers and Directors (AI-DAA)は、ECの姿勢を支持する声明を示し、反対企業の勢力拡大の阻止に乗り出した⁵¹。

このように、政府による著作権の国際的な保護強化に賛成する企業と反対する企業の対立が明らかになる中で、反対企業の中に、同国の企業と協力するにとどまらず、他国企業と協力する動きが生じた⁵²。その最も大きな協力形態となったのが、Ad Hoc Alliance for a Digital Future (AHADF)である。これは、その名の通り、WIPO著作権交渉に向けてアドホックに設立された団体であり、前述のAd Hoc Copyright Coalition (AHCC)、Digital Future Coalition (DFC)、European Public Telecommunications Network Operators' Association (ETNO)に参加していた米国および欧州の電話通信、プロバイダ、コンピュータ、ソフトウェア、家電の企業・企業団体が、1996年9月、NGOの協力も得て設立した。このAHADFは、諸国政府に対して、米国政府やECの主導による条約作成の動きを牽制するよう求めるにとどまらず、1996年10月、WIPO著作権条約において採用されるべき国際基準の案を作成し、その案をWIPO著作権交渉に参加する諸国政府に提示して、受け入れを迫った⁵³。また、1996年11月には、米国、欧州諸国、カナダ、

⁵⁰ *European Report*, December 7, 1996.

⁵¹ *Ibid.*

⁵² Prentice, *op.cit.*, p.310.

⁵³ Ad Hoc Alliance for a Digital Future Suggested Revision to the Chairman's Basic Proposal for the Treaty Formerly Known as the Berne Protocol (Submitted by the European Members, October 31, 1996).

日本のプロバイダ企業、電話通信企業、家電企業、コンピュータ企業が連名で、EC委員長のJacques Santer氏に対して書簡を送付し、今後のネットワーク化を担う代表的な企業として、WIPO交渉における政府の政策の転換を求める姿勢を明らかにした⁵⁴。一方、前述のように、米国政府やECの政策を支持する姿勢を明示していたCreative Incentive Coalition (CIC)やEuropean Federation of Audiovisual Film Makers (FERA)は、他国企業と協力することはなく、米国政府の案に代わる新たな基準案を準備するということもなかった。

なぜ米国企業の中に、AHADFのように、他国企業と協力し、さらには共通の国際基準案を作成するという行動が生じたのだろうか。この点を解明するためには、本稿の第1節で述べたように、これらの企業の意見に対立する企業が国内にいたかという点、そして、これらの企業が国際基準の形成に際して自国の著作権法をどのように捉えていたのかという点を検証することが重要となる。以下では、先に挙げたそれぞれの論点に関する国際基準の形成過程を、企業の活動という観点から検証する。

(2) 国際基準の形成過程

著作隣接権について

前述のように、米国政府とECは、この交渉を機に米国内あるいはEU域内の著作権の保護強化を加速させようとしていたが、WIPO交渉を成功裏に導くために他国政府にどのように妥協するかについては、全く考慮していなかった。両政府は、グリーンペーパーやホワイトペーパーで示された国内あるいは域内の著作権法の改正の方針を、そのままの形で国際条約上で実現させることを目指したのである。例外的に、米国政府とECが、他国の反応を考慮してWIPO交渉用に特別に基準案を準備したのは、著作隣接権の問題についてだけであった(①の論点)。実際に、米国政府はこの論点についてのみ、個別の基準案を作成し、1995年12月に専門家会合に提示している。これに対して、ECも基準案を提示し、両者の案に基づいて、

⁵⁴ <http://www.dfc.org/dfc1/Archives/international/euah2.html> (アクセス、2011年1月31日)。

議論が進められた。結果的に、この論点に限り、WIPO交渉において欧米政府の間に対立が生じた⁵⁵。

この問題に欧米政府が力を入れた背景には、音楽、映画、放送産業の強い要請があった⁵⁶。これらの業界にとって、最大の国際問題は海賊版の流通であったが、これについてはGATTのTRIPs協定の成立で一応の解決が図られたので、残るは著作隣接権の保護となっていた。CD、レコード、DVDなどの製作者、実演家、放送事業者の権利に関する保護のあり方は、各国でばらばらであり、全く保護制度がない国もあるという現状では、技術のデジタル化が進むにつれて、これらの著作隣接権者の権益がますます損なわれかねない。したがって、WIPOにおける政府間交渉を機に、他国における著作隣接権の保護水準を引き上げようという動きが欧米政府の間で本格化したのである。しかしその一方で、この問題は、著作隣接権の制度をもつ欧州諸国と著作隣接権の制度をもたない米国との間の長年の懸案事項であり、WIPO著作権条約交渉において対立がエスカレートすることは容易に予想されていた⁵⁷。

実際に、この論点に関して、米国政府とECの間では激しい論争が繰り広げられた。この結果、著作隣接権の中でもレコード製作者や録音物の実演家の権利については、米国と欧州諸国間で保護の仕方に違いはあっても法的保護は実現されているとして、これ以上は相手国の法制度の改正を求めないという妥協が成立した。対立が続いたのは、実演家の著作人格権についてである。欧州諸国の実演家団体は、俳優や女優などの実演家の権

⁵⁵ WIPO Document INR/CE/V/8 (December 5, 1995); WIPO Document CRNR/DC/5 (August 30, 1996).

⁵⁶ レーマン、前掲書。

⁵⁷ 著作隣接権については、1961年に「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(ローマ条約)」が制定されており、欧州諸国や日本は加盟していたものの、加盟国の総数は50か国に届いていなかった。特に米国には、著作隣接権の制度がなく、レコード製作者についてのみ著作権で保護されるが、実演家や放送機関の権利を保護する制度はないため、ローマ条約に加盟していなかった。GATTのTRIPs交渉でもこの点が議題となったが、この問題はWIPOで扱うことで了解が成立し、TRIPs協定では、侵害行為の排除可能性や権利を実演家等に与えることが確認されるにとどまった(TRIPs協定第4条)。

利自体を条約で保護し、作品の複製や放送、公衆への伝達等に対する許諾権を規定することを求めた。これに対して、著作人格権の概念がない米国では、実演家の権利は映画会社との契約で保護することが慣例となっていた。このため、米国の放送業界や映画製作業界は、実演家の権利が条約上に新たに規定されるとこの慣例が通用しなくなると考え、ECの提案に反対するよう米国政府に強く求めた。⁵⁸ 最終的には、この問題は棚上げして合意できる範囲についてのみ、新たな条約に規定することで両国間に合意が成立した。そのかわり、1998年までに視聴覚著作物の実演家の保護に関する議定書を作成することで妥協が図られた⁵⁹。

このような欧米政府の間の対立と妥協の過程において、米国および欧州の映画産業の側から、自国政府の基準案に反対したり、政府間の対立を開閉するための新たな基準案を示すといった行動は見られなかった。これらの欧米企業は、政府のWIPO政策に賛成しており、それぞれの国内(域内)にはこの政策に反対する企業はなく、また自国内(域内)の制度や商慣行を変えてまで新たな国際基準を導入することは求めていなかったため、基準案の設定を先送りするという政府の判断を支持したのである。

自動公衆送信について

次に、自動公衆送信の問題(②の論点)については、WIPO政府間交渉では、まず米国政府が、送信行為(transmission)を著作物の「公衆に対する頒布(distribution)」として規定するという提案を⁶⁰、ECは「公衆に対する伝達(communication)」として規定するという提案を示した⁶¹。このように、両国政府の提案に用語上の違いはあったものの、著作権者の排他的権利は、著作物を公衆に利用可能な状態にすること、そしてその著作物を送信することにまで及ぶとする点に違いはなかった。

また、欧米政府が提案するこのような著作権の範囲の画定について、目

⁵⁸ Samuelson, *op.cit.*, p.371.

⁵⁹ WIPO Document CRNR/DC/99 (December 23, 1996).

⁶⁰ Proposals Submitted by the United States of America to Committee of Experts on a Possible Protcol to the Berne Covention, Sixth Session, Geneva, February 1-9, 1996.

⁶¹ WIPO, Document BCP/CE/VII/1-INR/CE/VI/1 (May 20, 1996).

立った反対意見が他国政府から示されることもなかった。前述の国際的な企業団体である Ad Hoc Alliance for a Digital Future (AHADF) が提示した国際基準案には、この論点が含まれていたが、その提案内容は、著作権が無断で著作物を送信することのみならずアップロードする行為にも及ぶという米国政府および EC の提案内容に実質的に反対するものではなかった。ただし、AHADF が求めたのは、「(自動公衆送信は) 公衆に対して著作物を利用可能とする最初の行為のみを指し、そのような伝達を可能にするような装置を提供することは含まない」という規定を盛り込むことであった。これは明らかに、プロバイダ企業によるインターネットサービスの提供を、自動公衆送信権の範囲外と明記するよう求めるものであった。しかし、このプロバイダ企業の管理責任をどのように規定するかという問題(⑦の論点)については、一時的蓄積の問題(⑥の論点)とまとめて議論するということで、専門家会合では了解が成立していた。したがって、これらの企業がこの自動公衆送信の論点についてさらなる反対を示すことはなく、一部のプロバイダ企業が、最後の外交会議において、この規定がプロバイダ企業による伝達行為に影響を及ぼすものではないことの確認を求めるとどまった⁶²。最終的には、欧米政府の提案内容に沿った内容で「伝達権」として、著作権条約の規定に取り入れられた。

このように、自動公衆送信に関して、企業側からの働きかけがそれほど大きくならなかった背景には、欧米企業の間で既に早くから、この論点に関する合意が成立していたことがあった。このことは、1995年11月に米国議会で開催された NII 法案の公聴会を見ると明らかである。この公聴会では、NII 法案を支持する米国の映画団体である Motion Picture Association of America (MPAA)、音楽団体である National Music Publishers Association (NMPA)、ソフトウェア企業を代表する Business Software Alliance (BSA) などが、推進派として積極的な提案を行ったが、この自動公衆送信については、ほとんど目立った意見を示さなかった⁶³。また、NII 法案の反対派の中心となった、家電企業を代表する Consumer Electronics Manufacturers As-

⁶² これに関して、WIPO は、当規定がプロバイダ企業に対して何ら制限を行うものではないという見解を公表している。

⁶³ Statement of Jack Valenti (MPAA) on NII Hearing, etc.

sociation (CEMA) やコンピュータ企業や通信企業を代表する Computer and Communications Industry Association (CCIA) の証言にも、この論点についての言及はほとんど見られなかった⁶⁴。EC の基準案に対する欧州企業の姿勢を見ても同様に、この自動公衆送信に対する関心はそれほど高くなかった⁶⁵。この論点については、いずれの企業も政府の基準案のままでよいとみなしており、これに反対する企業はなかったのである。

このように、自動公衆送信については、欧米企業の中に政府の政策に反対するものはなく、これらの企業は、その規律内容の決定は政府間交渉に委ねるという方針を示した。これと同様の事情が、一般的頒布権(③の論点)、権利管理情報(④の論点)、著作権の例外と制限規定(⑧の論点)にも見られた。前述のように、頒布権の問題は政府の間では早くから議論となっていたが、企業の間ではほとんど問題とされなかったのである。

一時的蓄積とプロバイダ責任について

一方、一時的蓄積の問題(⑥の論点)は、WIPO 交渉において政府間の意見が最も対立した論点となった。一時的蓄積に著作権が及ぶことが明示されれば、著作権者の排他的権利はデジタル著作物に対するアクセス、視聴、利用、改変といったすべてのプロセスに及ぶこととなり、さらには、オンラインサービスを提供するプロバイダ企業に対して管理責任を求めることにもつながる。著作物の製作者側と利用者の間を仲介することで利益を得る新たなビジネスの出現は、音楽や映画業界にとって大きな脅威となりつつあり、これらの新しい産業に対する規制を強めることによって、自国の音楽や映画産業の競争力を維持しようというのが、欧米政府の方針だった。したがって、この一方的蓄積に関する論点は、プロバイダ企業の管理責任に関する論点(⑦の論点)と合わせて議論されることとなった。

しかし、米国の NII 法案の頓挫や EC のホワイトペーパーの不成立の過程で見られたように、この問題には、早くから米国のプロバイダ企業や電話通信企業、そして NGO が強い反対を示していた⁶⁶。米国の NII 法案には、

⁶⁴ Statement of Gary Shapiro (CEMA) on NII Hearing, etc.

⁶⁵ European Report, December 7, 1996.

⁶⁶ Washington Telecom Newswire, November 13, 1996, etc.

プロバイダ企業に管理責任を帰すことが明記されていたわけではなかったが、同法案の原案である米国政府のホワイトペーパーに、プロバイダ企業の管理責任を前提とする文言が記されていたことから、産業界に警戒が広がっていた。プロバイダ企業にすべての管理責任を帰す意図はないとする政府代表者の証言に対して、一時的蓄積の規制を通して間接的にプロバイダ企業の行動を規制するという米国政府の方針は明らかであるとして、米国のプロバイダ企業は反対姿勢を強めたのである⁶⁷。

プロバイダ企業や電話通信企業による反対の拡大を考慮して、WIPO交渉では、米国政府とECはまず互いの意見のすり合わせを行った。その上で、ECが、新しい条約に一時的蓄積やプロバイダの管理責任に関する規定は設けず、ベルヌ条約の複製権に関する第9条1項の「その形式のいかんを問わない(in any matter of form)」という規定に一時的蓄積が含まれることを確認する了解を添えればよいという提案を示した⁶⁸。しかし、この問題がWIPOの場外で争いとなっていることを考慮した専門家委員会の委員長は、「永続的なものであれ一時的なものであれ、直接的あるいは間接的複製はベルヌ条約第9条1項の規定における複製権に含まれる」という規定を新しい条約上に明記することを提案した。この草案には、一時的複製自体に特別の目的がある場合や権利者の許諾がある場合には、複製権が及ばない旨の立法を、加盟国は講じることができるという規定が添えられていた。

配慮を重ねて作成されたにもかかわらず、この草案の内容は、欧米の電話通信企業やプロバイダ企業の反対をさらに強めることとなった⁶⁹。例えば、当時、プロバイダ企業として台頭しつつあったNetscape Communications Corporationは、このような規定を設けることは、送信者と受信者の間で違法なデータがやり取りされる場合の法的責任をすべてその仲介機関であるプロバイダ企業に帰すことになるという書簡を、また同じくプロバイダ企業であるPSI Netは欧米の電話通信およびプロバイダ企業10社を代表して、このような規定を盛り込んだ条約を批准することに強く反対す

る旨の書簡を、それぞれクリントン政権に送った⁷⁰。また、前述のプロバイダ企業とコンピュータ企業から成るDigital Future Coalition (DFC)やAd Hoc Copyright Coalition (AHCC)、図書館団体、権利団体などが、WIPOにおいてこの草案がそのまま条約になれば、インターネットの発展を阻害することになり、また個人のプライバシーを監視する社会につながりかねないとして強く抗議する声明を次々と発表した⁷¹。この中で、前述の国際的な企業団体であるAd Hoc Alliance for a Digital Future (AHADF)は、違法なデータのやり取りがなされているかどうかをインターネットサービスの提供者が逐一確認することは現実的に不可能であり、そのような管理責任をプロバイダ企業に押し付けるべきではなく、侵害者自身を規制すべきであると訴えた。そして、WIPO専門家委員会が示した草案では、合法として認められる一時的蓄積の範囲が狭すぎるとして、以下のような規定を設けるよう、具体的な提案を行った。

「(1)他の方法では認識できない著作物を認識する場合、(2)一時的あるいは偶発的な性質を有する場合、あるいは(3)著作物の送信を促進するための行為でありその行為に経済的目的がない場合には、通常の著作物の利用と異なるものではなく、著作権者の正当な権利を害する行為ではないものとみなされる⁷²。」

このように企業やNGOの反対が激しさを増す中で外交会議は始まり、オーストラリア、シンガポール、南アフリカなどの政府が反対意見を示した。そこでは、ベルヌ条約の規定がコンピュータ上の一時的蓄積を想定したものと考えることは困難であるという意見や、草案の規定は合法と認められる一時的蓄積の範囲が狭すぎるといった意見が示されたが⁷³、いずれも、米国のプロバイダ企業や通信企業、NGOの強い働きかけに応えたものだった⁷⁴。さらに、これらの政府は、アフリカやアジアなどの地域ごとにまとまって、一時的蓄積の合法範囲に関する新たな基準案を提示したが、

⁷⁰ Samuelson, *op.cit.*, p.387.

⁷¹ *CNet News*, November 13, 1996; *Washington Post*, December 9, 1996.

⁷² Ad Hoc Alliance for a Digital Future, *op.cit.*

⁷³ *Ibid.*

⁷⁴ *Washington Telecom Newswire*, December 11, 1996, etc.

⁶⁷ Statement of Edward Black (CCIA) on NII Hearing, etc.

⁶⁸ WIPO Document BCP/EC/VIII/1-INR/EC/IV/1(May 20, 1996).

⁶⁹ *The Guardian*, November 28, 1996, etc.

その内容は、前述のAHADFの基準案の内容に沿ったものだった⁷⁵。しかしながら、米国政府やECがこの提案を受け入れることはなく、1996年12月20日の外交会議の最終日において、一時的蓄積の問題については一切、新たな著作権条約に規定を設けないことが決定された。欧米政府に対する企業やNGOの反対は、一時的蓄積の規制につながる一切の規定を条文から落とすことにはつながったものの、AHADFの主張するように、プロバイダ企業や通信企業の責任範囲を条約上で明確に規定するまでには至らなかった。

技術的保護手段の回避について

WIPO政府間交渉におけるもう一つの大きな争点が、技術的保護手段の回避に関する問題(⑤の論点)である。WIPO交渉ではまず、米国政府が条文案を提出した⁷⁶。これは米国内で公表されたホワイトペーパーとほぼ同内容であり、著作権の侵害を予防または制限するためのいかなる手段を回避等するための装置の輸入、製造、頒布等を行う行為を、その行為が侵害目的であろうとなかろうと、また、回避装置が著作権を侵害する目的で使用される可能性を製造者や提供者が知っていようとなかろうと、すべて違法とすべきという内容だった(悪意要件なし+違法性要件なし)。これに続いて、ECが条文案を提出したが、これは、米国案の保護基準を少し弱め、悪意である場合に限りすべて違法とすべきという内容だった(悪意要件あり+違法性要件なし)⁷⁷。これを受けた専門家委員会の委員長は、一時的蓄積の問題と同じように、この問題に関する企業やNGOの反対が高まっていることを考慮し、欧米政府の案を基盤としつつも、次のような草案を提示した⁷⁸(この草案は、悪意要件と違法性要件の双方を含むものであり、違法行為を取り締まる具体的な方法は各国の裁量に任せるというものだった)。

⁷⁵ 例えば、WIPO Document CRNR/DC.56 (December 12, 1996).

⁷⁶ Proposals Submitted by the United States of America to Committee of Experts on a Possible Protcol to the Berne Covention, Sixth Session, Geneva, February 1-9, 1996.

⁷⁷ WIPO Document BCP/CE/VII/1-INR/CE/VI/1 (May 20, 1996).

⁷⁸ WIPO Document CRNR/DC/4 (August 30, 1996).

- 「(1) 技術的保護手段を回避する手段の輸入、製造、頒布、または同様の効果を有するサービスの提供、実施については、これらの手段やサービスが、本条約上の権利の行使ではあるが著作権者が許諾しておらず、法によっても認められない行為のために使われることを知っている、あるいは知るにつき合理的理由を有する当事者によって行われる場合、違法としなければならない。
- (2) 加盟国は、(1)による違法行為について適切かつ効果的な措置を講じなければならない。
- (3) 当規定における『技術的保護手段』とは、その手段の主な目的や主な効果が、本条約で認められる権利の行使を回避するまたは阻害するためのプロセス、措置、メカニズム、システムのすべてを回避することにあるものを指す。」

技術的保護手段の回避を規制することについても、米国では早くから、様々な企業が高い関心を示していた。最初にこの規制を求めたのは映画産業であり、これに同調する意見が音楽や出版といった産業に広がっていった⁷⁹。しかし、技術的保護手段をどのように保護するのかという点に議論が及ぶと、家電企業、コンピュータ企業、ソフトウェア企業、ゲーム企業などが、それぞれの意見を示すようになった。例えば、電気電子産業を代表する企業団体であるInstitute of Electrical and Electronic Engineers (IEEE)や家電企業を代表するConsumer Electronics Manufacturers Association (CEMA)が、製造者が前もってその違法性を認識することは不可能であり、買い手の意思を知りようがなく、このような規制は合法的な技術の発展まで阻害するとして強く反対した⁸⁰。また、コンピュータ企業から成るComputer and Communications Industry Association (CCIA)は、家電企業の訴えに賛意を示していた⁸¹。さらに、一時的蓄積の場合と同じように、このような規制を行うことは著作物利用者の権利を損なうという観点から、Digital Future Coalition (DFC)などのNGOの反対運動が盛んになっていっ

⁷⁹ Statement of Jack Valenti (MPAA) on NII Hearing, etc.

⁸⁰ Statement of David Ostfield (IEEE) on NII Hearing; Statement of Gary Shapiro (CEMA) on NII Hearing, etc.

⁸¹ Statement of Edward Black (CCIA) on NII Hearing, etc.

た。これらのNGOは、このような規制は利用者の利用行為を不当に侵害するものであると主張した。この中で、前述の国際的な企業団体であるAd Hoc Alliance for a Digital Future (AHADF)は、この論点について、以下のような具体的な基準案を提案した。

- 「(1) 技術的保護手段を回避する手段の輸入、製造、頒布、または同様の効果を有するサービスの提供、実施については、これらの手段やサービスが、本条約上の権利の行使ではあるが著作権者が許諾しておらず法によっても認められない行為を意図的に目的とする場合に限り、違法としなければならない。
- (2) 加盟国は、(1)による違法行為について適切かつ効果的な措置を講じなければならない。
- (3) 当規定における『技術的保護手段』とは、本条約で認められる権利の行使を回避するまたは阻害するためのプロセス、措置、メカニズム、システムにおいて一般的に認められているものを意図的に回避することを目的とするもののみを指す(下線、引用者)⁸²。」

このように、AHADFの基準案は、技術的保護手段の回避装置の製造や頒布等の行為が違法となるのは、故意に侵害目的で行っている場合に限り、保護対象となる技術的保護手段は一般的に認められているものに限るという内容だった。そして、AHADFはこの提案の受け入れを、米国政府とEC以外の政府に訴えていった⁸³。

このような企業やNGOの反対を背景として、1996年12月の外交会議では、多くの国が前述の委員長の草案に反対する姿勢を示した⁸⁴。特に、カナダ、シンガポール、韓国などの政府は、合法的な利用行為が阻害されることを懸念し、違法とされる回避装置の範囲を明確に限定すべきという意見や、消費者の利用を損なうことのないよう明確な条件をつけるべきという意見を示した⁸⁵。これらの意見は、AHADFの基準案や他のNGOの提案に

沿った内容だった。これらの政府は、技術的保護手段の回避の規制は、著作物の利用を国がどこまで制限することができるのかという根本的な問題に関わるため、安易に国際基準に盛り込むべきではないと見ていた。また、家電産業やソフトウェア産業では、先行する製品の技術的情報の分析を行うことが新しい製品の開発に不可欠であり、このような規制はこれらの産業の進展を損ねるという懸念も多く示された。このような諸国政府の反対意見に対して、ECは、悪意の要件を入れることは侵害行為だけを規制することに等しいとして各国政府に訴えたが、賛意は得られなかった。

このように、外交会議が停滞の様相を示す中、Microsoftなど米国の大手ソフトウェア企業から成るBusiness Software Alliance (BSA)と米国の映画団体であるMotion Picture Association of America (MPAA)が、この問題について新たな基準案を提示した⁸⁶。その内容は、欧米政府の基準案のように、技術的保護手段を回避する装置の製造や頒布、サービスの提供といった行為を規制するのではなく、回避する行為自体を規制するというものであった。すなわち、製造や頒布といった行為を規制するためには違法性や悪意といった要件の判断が必要になるため、これは各国の裁量に任せ、国際条約では回避行為自体が違法であることを明記すればよいという提案だった。BSAは、USPTOのLehman氏が率いる米国政府の代表団にアドバイザーとして参加しており、政府間交渉に対して提案しやすい立場にあった⁸⁷。

その後、南アフリカが主導するアフリカグループが新しい基準案を提示したが、これは回避装置を製造、頒布等する行為ではなく、回避行為を違法として規制し、適切な救済措置をとるよう求める内容であり、BSAとMPAAによる基準案を取り入れたものだった⁸⁸。BSAとMPAAが示した新たな妥協案に対する欧米政府の姿勢は、好意的であった。また、それまでは先進国に対して強い反対の姿勢を貫いていたアフリカグループが欧米

⁸² Ad Hoc Alliance for a Digital Future, *op.cit.*

⁸³ <http://www.dfc.org/dfc1/Archives/international/euah3.html> (アクセス、2011年1月31日)。

⁸⁴ Samuelson, *op.cit.*, p.413.

⁸⁵ WIPO Document CRNR/DC/2 (December 6, 1996) etc.

⁸⁶ Thomas C. Vinje and Jonathan Band, “The WIPO Copyright Treaty: A New International Intellectual Property Framework for the Digital Age,” *The Annual Review of Communications*, 1998; 加藤幹之「WIPO著作権関連新条約の意義と課題」『知財研フォーラム』29号(1997年)8-15頁; WIPO著作権交渉の参加者へのインタビュー(2010年9月)。

⁸⁷ Prentice, *op.cit.*, p.310.

⁸⁸ Vinje and Band, *op.cit.*

政府に妥協する案を示したことは、交渉を大きく進展させることとなった。最終的には、回避行為を規制するにとどめるという提案内容は、消費者の正当な利用行為を阻害する可能性が低いということで政府間に合意が成立し、このアフリカグループの提案が採用されることとなった⁸⁹。

以上のように、この技術的保護手段の回避の規制についても、企業やNGOの反対は、米国政府とEC以外の政府の関心を高め、交渉を難航させることにつながったものの、最終的には、技術的保護手段の回避装置に伴う行為について、違法となる範囲を国際条約の中で明確に規定させようという企業やNGOの目的は達せられなかった。

(3) 企業間の国際協力とその影響

以上のように、米国政府とECが主導するWIPO交渉に向けて、企業が他国企業との協力を通して新たな国際基準案を提示した論点は、一時的蓄積の問題とプロバイダの管理責任、そして技術的保護手段の回避の問題に限られた。その他の論点についてはいずれの企業も、自国の著作権法について、国際条約を通じて改正する必要はないと見ていた。例えば、Creative Incentive Coalition (CIC)を構成する著作物を製造する企業は、実演家の権利や自動公衆送信の権利について、新たな国際条約が必要と考えていたが、米国の著作権法を変える必要はないと見ていた。またこれらの企業は、プロバイダ企業に対する規制を求めはしていたものの、現時点ではプロバイダに対する管理責任を明記せずともよいとする米国政府の立場に賛成していた。一方、プロバイダ企業や家電企業も、自動公衆送信や一般的頒布権といった規定については、自国の国内法を変える必要性までは見出していなかった。これらの企業が、新たな国際基準を通して米国や欧州の著作権法に新たに取り入れようとしたのは、一時的蓄積に関する規定と技術的保護手段に関する規定だった。

このうち、一時的蓄積に関する規定については、電話通信企業やプロバイダ企業が様々な形で意見を表明した。これらの企業は、まず、著作物の利用者の自由を擁護すべきという主張を展開し、NGOからの強い支持を得

た。一時的蓄積を規制するというインターネット上の技術的問題が、市民の権利やプライバシーの問題に結びつけられたのである。その上で、これらの企業は、映画企業や音楽企業の政府との強い結託に対抗するために、AHADFという国際的な企業団体を設立し、他国企業と協力することによって政府間交渉への圧力を強めようとした。ここで目指されたのは、新たな国際条約の制度を通して、プロバイダ企業や通信企業の責任範囲を明確にすることである。このように、これらの企業は、NGOの協力も得て、米国政府やEC以外の政府が欧米政府の案に反対するよう仕向けることに成功した⁹⁰。幅広い産業界の同意とNGOの協力、明確な条文案の作成、途上国政府との協力といった条件がそろっていたにもかかわらず、最終的にはこれらの企業による国際基準案が取り入れられることはなかった。その後、米国と欧州は、それぞれの国内法において、プロバイダに著作権利用者の管理責任があることを明記した規定を盛り込むに至り、その立法化に向けた議論では、著作権者はプロバイダ企業の行動を規制できるという考え方が、国際的に確立した理解として語られることとなった⁹¹。

他方、技術的保護手段の回避については、米国のソフトウェア企業と家電企業を中心となって米国政府とECの姿勢に強く反対し、その中で、AHADFは、この著作権法条約の形成を機に、米国と欧州の著作権法において回避装置の製造や頒布等の合法範囲を明確にしておくことを目指し、具体的な基準案を提示した。これに対して、ソフトウェア企業を代表するBSAと映画企業を代表するMPAAが、新たな基準案を提示した。このように、企業からの基準案の提出が相次いだ背景には、米国のソフトウェア企業間の対立があった。AHADFの中心メンバーであったSun Microsystemsと、BSAに参加するMicrosoftとの対立である。BSAは早くから、WIPO交渉における米国政府を支持する姿勢を明らかにしており⁹²、これに対抗したSun Microsystemsは、意見を同じくする他のソフトウェア企業と共にAHADF

⁹⁰ *Billboard*, December 28, 1996.

⁹¹ Hearings before the Subcommittee on Courts and Intellectual Property to consider the following bills to amend the Copyright Act: H.R. 2281, the WIPO Copyright Treaties Implementation Act, September 16, 17, 1997, etc.

⁹² Statement of Robert Holleyman (BSA) on NII Hearing.

⁸⁹ WIPO Document CRNR/DC/56 (December 12, 1996).

を設立し、新たな国際基準案の提示を試みたのである。結果的に、この技術的保護手段の回避についても、一時的蓄積の場合と同じく、AHADFの基準案が条文に反映されるまでには至らなかった。この後の米国におけるデジタルミレニアム著作権法やEU指令の制定過程では、WIPO著作権条約の国際基準を根拠として、合法となる回避行為の範囲をさらに狭める規定の導入が目指されることとなった⁹³。

幅広い産業の国境を越えた同意を得ており、多くの政府の支持も得ていたAHADFの基準案が国際条約には採用されず、米国政府と近い関係にあったMPAAとBSAによる基準案が採用されたのはなぜだろうか。ここで、技術的保護手段の回避の問題について、MPAAとBSAが政府案に代わる国際基準案を提出した背景を見てみると、同時期に成立した、映画産業と家電産業との間に著作権保護技術の標準化に関する合意が見えてくる。両産業は、私的複製の範囲や不正録画の阻止方法について長く意見を対立させていたが、1996年4月、MPAAと米国の家電産業を代表するCEMAの間で民間協定が成立していた⁹⁴。これは、録画機等にロイヤリティは課さない、私的複製を合法と認める、録画機器には合法的なコピーのみを認める装置を搭載する、ビデオ・オン・デマンド方式の録画は基本的に禁止するといった内容の民間合意であった⁹⁵。このような民間合意の成立の結果、この合意を遵守する家電企業やコンピュータ企業は著作権違反を問われる心配がなくなり、これらの企業はWIPOにおいて著作権の保護技術の回避に関する合法範囲を争うインセンティブを失うこととなった。MPAAは欧州基盤とするInternational Federation of the Phonographic Industry (IFPI)と海賊版の流通の阻止に向けて長く協力してきた関係にあり、一方のCEMAも、私的複製の自由の保持に向けて日本の東芝や欧州のフィリップといった他国企業と共に行動を共にしてきた関係にあり、このMPAAとCEMAとの

⁹³ *The New York Times*, July 28, 1989; *Consumer Electronics*, August 1, 1994, etc.

⁹⁴ *Video Technology News*, April 8, 1996, etc.

⁹⁵ 同年6月には、MPAAとCEMA、Recording Industry Association of America (RIAA)、さらにはBSA、Information Technology Industry Council (ITIC)といった情報産業の団体でCopy Protection Technical Working Group (CPTWG)と呼ばれる団体を結成し、DVDの著作物保護の方式の標準を策定する作業に入った。

間の民間協定の締結は、日米欧を広く横断した合意成立を意味していた⁹⁶。さらに、BSAは、アフリカ諸国に提案を行う際、ソフトウェアの海賊版を減らす教育活動の推進やMicrosoftの支社を南アフリカに置く約束などをとりつけていた。これを受けて、BSAとMPAAは、少なくとも先進国諸国の国内法には大きな影響がない国際基準として、技術的保護手段の回避行為を違法とすることを盛り込み、その遵守を他国に求める政策を提案したのである。このようにBSAとMPAAによる提案は、米国、欧州、アフリカそれぞれの国内経済における競争力の保持の観点から望ましい国際基準として示されたものであり、各国政府の支持を得ることになったのである。

一方、Ad Hoc Alliance for a Digital Future (AHADF)は、技術的保護手段の回避に関する基準案の成立の理由として、電子機器産業やソフトウェア産業にとっての回避行為の重要性、技術的保護手段に合わせて信号処理を改変することのコストなどを挙げるなど、上記の民間合意の成立を考慮しておらず、この論点について最も利害を有する家電産業やコンピュータ産業の意見を、必ずしも代弁してはいなかった⁹⁷。この結果、著作物の利用者の自由を阻害すべきではないという訴えに同意する政府は多かったものの、その基準案の内容が国際基準に取り入れられるには至らなかった。

以上のように、一時的蓄積およびプロバイダ管理責任の問題、そして技術的保護手段の問題のいずれについても、新しい国際条約の作成を機に自国の著作権法の改正を導こうとした欧米の企業が、他国企業と協力し、政府案に代わる新たな国際基準の案を作成した。これらの企業は、米国政府あるいはECのWIPO政策に反対しており、その政策を変えさせるに足る協力を自国内(域内)の他企業から得られなかったため、他国企業との協力という政治過程をとったのである。しかしながら、ここで作成された国際基準案は、NGOや関連企業から合意を得た内容であったものの、それぞれの国が産業競争力を保持できるかという点を考慮して作成されたものではなかったため、各国政府の同意を得ることができず、結果的には、新たな国際条約の内容決定に影響を与えることはなかった。

⁹⁶ *Electronic Engineering Times*, March 18, 1996, etc.

⁹⁷ <http://www.dfc.org/dfc1/Archives/international/euah3.html> (アクセス、2011年1月31日)。

おわりに

本稿は、WIPO 著作権条約の形成過程を企業の国際的な協力活動という観点から検証することを通して、どのような場合に企業は他国企業と協力して国際制度の形成を目指すのか、また、この協力が国際制度の内容の決定に影響を与えるのはどのような場合かという点を分析した。検討の結果、明らかになったのは次の二点である。

1. 企業が新たな国際制度の形成に向けて他国企業と協力するのは、新たな条約の形成を通して自国の国内制度の内容を改めようとする場合、そしてその意見を政府に受け入れさせるに足る協力を自国企業から得られない場合である。
2. 企業が示す提案が国際制度の規定内容に反映されるのは、その提案の内容が、自国産業の競争力の保持という点と他国の合意可能性という点の双方を充たす場合である。

国際制度の内容を決める政府間交渉において、政府間の意見対立で交渉が停滞に陥った場合、交渉の行く末に利害を有する企業が、政府案に代わる国際基準案を提示する。その案の内容が、Ad Hoc Alliance for a Digital Future (AHADF) の場合のように、国内企業だけでなく他国の企業やNGO の広い合意を土台とした偏りのない基準であったとしても、政府間交渉において採用されるとは限らない。他国が合意できる内容であるかという点に加えて、政府が重視するのは、自国の産業競争力を担う企業がその国際基準案に合意しているかどうかという点なのである。

近年の国際政治学における国際制度に関する研究では、国際制度の規律内容の違いに対する関心が高まっている。それは、国際制度を一枚岩として捉えるのではなく、それぞれの「法制化」の程度や制度設計の工夫が国家の行動に与える制約を分析に取り入れることによって、国際法学と国際政治学の垣根を取り払おうという試みである⁹⁸。さらに、近年は、国際的な経済活動に対する規制 (regulation) が、国家のみならず企業やNGO を含めた様々な関係を通して行われるようになった結果、多様な国際基準が形

⁹⁸ 例えば、Judith Goldstein et al. eds., *Legalization and World Politics*, The MIT Press, 2001.

成されていることに着目した研究も、多数集まっている⁹⁹。しかしながら、これらの研究は、どのような国際制度を形成すれば国家の行動を制約できるのかという点を重視するあまり、国際制度はどのようにして形成されるのかという観点からの研究が手薄になっている。国際制度のあり方を問うためには、まず、今日の国際経済において、国際制度の規律内容はどのような政治過程を経て形成されるのかという点を明らかにする必要がある。本稿の分析はそれを明らかにしたものである。

⁹⁹ 例えば、John Braithwaite and Peter Drahos, *Global Business Regulation*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000; Beth A. Simmons, “The International Politics of Harmonization: The Case of Capital Market Regulation,” *International Organization* 55, 3, Summer 2001, pp.589-620; Daniel W. Drezner, *All Politics Is Global: Explaining International Regulatory Regimes*, Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2007; Walter Mattli & Ngaire Woods, *The Politics of Global Regulation*, Princeton: Princeton University Press, 2009.